

東松山市子ども医療費支給に関する条例（昭和49年東松山市条例第30号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	東松山市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東松山市子ども医療費支給に関する条例（昭和49年東松山市条例第30号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		・東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東松山市条例第39号）別表第1第2の項 東松山市子ども医療費支給に関する条例（昭和49年東松山市条例第30号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法 第一条	東松山市子ども医療費支給に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、（適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立）が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、（子ども）が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの（保健の向上と福祉の増進）を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		東松山市こども医療費支給に関する条例（昭和49年東松山市条例第30号） 東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則（昭和49年東松山市規則第52号）
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	東松山市こども医療費支給に関する条例 第6条第2項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	こども医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	東松山市こども医療費支給に関する条例 第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	東松山市こども医療費支給に関する条例 第2条第3号、第3条第1項 東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則 第2条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	東松山市こども医療費支給に関する条例 第2条第3号、第3条第1項 東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則 第2条第1項第2号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	東松山市子ども医療費支給に関する条例 第2条第3号、第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	東松山市子ども医療費支給に関する条例 第2条第3号、第3条第1項 東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則 第2条第1項第3号から第5号まで
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h	東松山市子ども医療費支給に関する条例 第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号	東松山市子ども医療費支給に関する条例 第5条第1項

事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	こども医療費の支給の額と他の法令による給付との調整に関する事務
-------	-------------------------------------	---------------------------------

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号1	東松山市こども医療費支給に関する条例 第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号2	東松山市こども医療費支給に関する条例 第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号3	東松山市こども医療費支給に関する条例 第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号4	東松山市こども医療費支給に関する条例 第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号5	東松山市こども医療費支給に関する条例 第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号6	東松山市こども医療費支給に関する条例 第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年10月13日
独自利用事務の対象者	親とその子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月24日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	21
保護評価書の名称	東松山市こども医療費支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%9F%BC%E7%8E%89%E7%9C%8C%E6%9D%B1%E6%9D%BE%E5%B1%B1%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=%EF%BC%99&opn_date_from_day=%EF%BC%91&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=3&opn_date_to_month=%EF%BC%91&opn_date_to_day=%EF%BC%91&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	

